

令和6年9月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和6年9月20日（金）午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員（13名）

野村会長 村山委員 皆吉委員 山田（兼）委員 榮委員 東委員 今井委員
山田（定）委員 三島委員 松田委員 大里委員 大福委員 加納委員

欠席者：川畑委員

推進委員（1名）：大江委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第29号 農地法第3条の規定による許可について

議案第30号 農地法第4条の規定による許可について

議案第31号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について

議案第32号 農用地利用集積等促進計画（中間法）の作成について

議案第33号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第34号 農地のあっせん申出の取下げについて

議案第35号 農用地利用計画変更に関する承認について

4. 報告

（1）合意解約に関する報告について

（2）営農計画書の届出書による農家台帳作成に関する報告について

（3）農地法第3条1項の規定（相続）による報告

5. その他

（1）農地の一時転用に関する同意について

（2）次期総会について

日時：令和6年10月23日（水）午前9時～

場所：和泊町役場（結ホール）

議案提出締切日：10月15日（火）午後5時

議案発送日：10月18日（金）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子 制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので、本日の総会を始めたいと思います。

本日の出席人数は、13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。それではただいまより令和6年9月期和泊町農業委員会定例総会を開催します。

はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

おはようございます。先月の鹿児島の大会並びに昨日の研修会両方とも悪天候で無くなりました。昨日延期した研修会はまだ予定はないですが、早くても11月ごろになると思います。

鹿児島の会に行かなかった代わりに農業次世代人材投資事業の審査会がありましてそちらに出て面談をしました。

その中で全員が規模を拡大したい、畑がない、どういう状況なのかと質問を受けました。現況を説明して各集落に農業委員がいますのでそちらにも情報を入れてくださいと、話をしておりますので皆さんにも連絡が来るかもしれません。うまく対応して情報を伝えてください。以上です。

加納さん、お願いします。

○加納委員

(挨拶中)

○野村会長

大変だったと思います。ゆっくり体を休めながら頑張ってください。

議事録署名人を指名します。三島委員、今井委員、私でいきたいと思います。

それでは議事に入ります。

大江委員が来ていますのであっせんからしたいと思います。議案の33号。42ページを開けてください。

農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

○名越係長

43ページ、借りたいのあっせんからです。

整理番号1番。土地の所在は和泊町内で、面積は幾らでもいい。申し出者は、永嶺の〇〇氏です。希望価格は〇〇円までとなっております。

続いて整理番号2番。土地の所在は和泊町内で、希望面積は40,000㎡。申し出者は、喜美留の〇〇氏です。希望価格は相場となっております。

続いて、買いたいのあっせんです。

整理番号1番。土地の所在は、玉城、白平〇〇、畑、他2筆、合計3筆。面積が全面積5,067㎡です。申し出者は瀬名の株式会社〇〇です。希望価格は相場となっております。

続いて整理番号2。土地の所在は内城校区で60,000㎡。申し出者は、永嶺の〇〇氏です。希望価格は、相場です。

では続いて45ページ。売りたいのあっせんです。

整理番号1番。国頭、大工蔵〇〇、畑、902㎡、他1筆、合計2筆。全面積1,890㎡です。申し出者は鹿児島市の〇〇氏です。希望価格は相場となっております。現在、〇〇氏が公社を通じて借りている畑です。

整理番号2番。谷山、川口原〇〇、畑、1,656㎡、他1筆、合計2筆。全面積が2,824㎡です。申し出者は岡山市にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場です。

整理番号3番。後蘭、時田〇〇、畑、513㎡です。申し出者は後蘭の〇〇氏で、希望価格〇〇円です。

今年、後蘭は地域集積協力金交付事業を行っておりますので、こちら貸借契約があります。

整理番号4番。大城、前田〇〇、畑、2,123㎡。申し出者は大城の〇〇氏です。

希望価格は相場となっております。こちら現在〇〇氏が耕作しております。

整理番号5番。国頭，犬川〇〇，畑，1,690 m²，他3筆，合計4筆で，全面積が4,637 m²です。申し出者は，千葉県千葉市にお住いの〇〇氏で，価格は相場ということです。国頭，犬川〇〇については，抵当権がついていますが，本人が外す手続きを進めるということですので問題ないと思います。

続けてあっせんの取り下げについてです。47 ページです。

整理番号1番，玉城，白平〇〇，畑，3,840 m²。他1筆，合計2筆。全面積が4,911 m²です。申し出者は瀬名の株式会社〇〇です。取り下げの理由としてはちょっと時間がかかっているので取り下げたいということでした。

以上です。

○野村会長

はい。上の方からいきたいと思います。

1 番目。今井委員。

○今井委員

はい。国頭の大工蔵の畑でいま耕作者が草を植えています。周りを見ても草しか作れそうにない畑なので，あっせん希望価格は〇〇円から〇〇円をお願いしたいです。

○野村会長

はい。〇〇円から〇〇円をお願いします。

続いて2番。大江委員。

○大江委員

はい。〇〇氏は岡山の方でずっと生活していきまして2年ぐらい前に母親の体調が悪くなり，以来島に帰って2年間ずっと介護をしていました。母親の入所施設が決まり，滞在期間に家族や自治体と畑のことについては相談していたようです。仕事の方も休みが取れなくなり，6月頃に岡山の方に帰ると同時に私の方に売りたいと連絡がありました。

価格は相場の〇〇円でどうかと思います。

以上です。

○野村会長

はい。〇〇円からですね。

あっせん委員決めましょう。1番からあっせん委員は国頭の3名でいいですか。

○今井委員

はい。

○野村会長

2番目は谷山と永嶺。

3番目の後蘭の土地は何か聞いていますか。

○名越係長

はい。後蘭，時田〇〇の畑ですが，畑が3つ並んでいきまして，間に挟まれているという状態で耕作がしにくい，〇〇氏的には両隣のどちらかが買ってくれたらありがたいと前田委員の方に相談があったみたいです。土地の価格としては，相場として〇〇円ということでした。

○先山主査

隣は上の畑は〇〇氏で，下の畑は〇〇氏です。

○野村会長

わかりました。あっせん委員は後蘭と谷山。
次、大城。

○名越係長

お兄さんの〇〇氏が事務局に直接来ました。
希望価格は相場とのことで、本人は具合が悪くて入所してお金が必要なので売りたいとのことです。

本人ではなくお兄さんが来たのは財産管理しているのがお兄さんで、もう〇〇氏自体は身動きとれないくらい悪いようです。

○野村会長

相場はいくらぐらいしますか。

○榮委員

〇〇円からお願いします。

○野村会長

相場〇〇円からということです。あっせん委員は大城と玉城でお願いします。
5番、国頭。

○今井委員

はい。こちら犬川の畑と辺瀬当の畑を分けて価格をつけたいと思います。
犬川の方が〇〇から〇〇円。

○東委員

もう1ヶ所の方は、〇〇から〇〇円をお願いしたいと思います。

○野村会長

犬川の畑は国頭の相場より大分安いんですけど。

○今井委員

海からの風が当たるのですよね。

○野村会長

条件が悪ってことですか。

○今井委員

はい。今はサトウキビをやっています。周りがもうローズかサトウキビしかやっていないです。

○野村会長

これは条件が悪いということで相場が低いみたいです。あっせん委員は国頭の3名の方でお願いします。以上です。
それでは次にいきます。

○今井委員

質問です。その次のページ。あっせんを取り下げる理由の時間がかかっているためとは、なぜ時間がかかっているのでしょうか。

○名越係長

現在耕作している人がいるので、待っているよりは他の所を探したいという事でした。

買いたいのあっせんでしたが、すぐ欲しいと思われていたらしくて、意外と時間がかかり取り下げるという事でした。

○今井委員

ありがとうございます。

○野村会長

これを買いたいって言っていたの。

○名越係長

自分の土地の近くをどんどん集積していきたいということで希望されましたが、条件が合わなくてという話でした。

○野村会長

はい。それでは借りたいのあっせん。

1番目。申出者は永嶺の〇〇氏。あっせん委員は永嶺と谷山、仁志。希望価格は〇〇円までということですね。これをお願いします。

2番目。あっせん委員は喜美留と国頭、西原、出花をお願いします。相場は畑が決まり次第、その相場に合わせてください。

○大里委員

今はもう新規就農者が借りられる畑はないのではないですか。

○野村会長

ないけど一応受けておきましょう。

○先山主査

〇〇氏のところは息子さんが島に帰ってきて、仕事を一緒にやるとの事でした。

○大里委員

コーヒー栽培をやりたいとききました。

○野村会長

これはね、実際ここで借りたいと連絡が来たら担当の人は今の状況を教えた方がいいんですよ。借りられる畑は無いと。ただ黙っておいたら実際困ることになるので。

現在我々が使っているわけじゃないから、畑を使うのならこういう方法がありますということ連絡をしたほうがいいと思います。

○大里委員

何もしないと、何も連絡来ないよと、〇〇氏にはそういう説明をして、農業委員会の方に出してくださいと。その後みんなで畑を探してもらおうという形で説明しました。

息子さんも帰ってきて、コーヒーの焙煎の勉強をしてコーヒーを作れるような場所を求めて畑も増やしたい。息子も帰ってくるので一緒にやりたいと話が来ました。

○野村会長

そうやって相談を受けて出てくるのならわかるけど、本人が事務局に直接来て議案が出てくるのもあると思います。そういう時は、現状を連絡してください。それが大事なことだと思います。

お願いします。

○大里委員

農家さんから事務局への申し込みがないと、委員会での話ができないと思うのですが。

○野村会長

ここに上がってきても、担当が知らない時に上がってくるかもしれません。その時は帰ってからその人に一言聞いたほうがいいのではないかとということです。

次、44 ページ、買いたいのあっせん。

1 番、玉城。あっせん委員は玉城と大城でおねがいします。

○榮委員

相場は一応〇〇円から〇〇円です。

○野村会長

はい。2 番。内城校区と書いていますので、6 名で頑張ります。あっせん価格は、〇〇氏が考えているのが大体〇〇円から〇〇円です。それでいきたいと思います。

小さい区画の畑でもいいのですか。

○村山委員

薦めるにも遠慮しますよね。

大型機械を持っている人なので小さな単位ではいろいろ出てきますけど、紹介してやっぱりそこはちょっとなんて言われると次持って行きにくいですよ。

○野村会長

大型機械ばかりだから、実際のところは小さいところを紹介しても足りないと思います。その辺は上手くやってください。お願いします。

では最初の議案に戻りましょうか。

議案の第 29 号。農地法第 3 条の規定による許可について。農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、次の通り審議を求める。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号 1 番、有償による所有権の移転です。畑の所在が出花のテヒガナシ、地番〇〇、畑、農振地域です。面積が、1 筆で 5,485 m²。渡人が手々知名の〇〇氏。受け人が和泊にお住まいの〇〇氏です。個人間の売買で目的として経営規模の拡大です。調査員は松田委員が調査していただきました。

申請番号 2 番、無償による所有権の移転です。畑の所在が伊延の伊延原、地番が〇〇、畑、農振地域です。面積が 1,030 m²。渡人が、横浜市にお住まいの〇〇氏。受け人が、伊延の〇〇氏です。調査員が三島委員に調査していただきました。

申請番号 3 番、有償による所有権の移転です。畑の所在が国頭、花田〇〇、畑、農振地域。面積が 4,292 m²、他 5 筆。合計 6 筆で、10,476 m²、渡人が、愛知県にお住まいの〇〇氏。受け人が国頭の〇〇氏です。経営規模の拡大です。農業委員によるあっせんです。調査員が今井委員と川間委員に調査していただきました。

申請番号 4 番。有償による所有権の移転です。畑の所在が、国頭の鍛冶、地番が〇〇、畑、農振地域です。面積が 374 m²。渡し人が愛知県お住まいの〇〇氏。受人が国頭の〇〇氏。経営規模の拡大です。調査委員が川間委員です。

申請番号 5 番、有償による所有権の移転です。大城、大久保〇〇、畑、農振地域です。面積が 4,690 m²。渡人が、玉城の〇〇氏。受け人が玉城の〇〇氏です。農業委員のあっせんによる経営規模の拡大です。調査委員は榮委員と、山田兼正委員です。

以上の申請が農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いします。

○野村会長

それでは1番から松田委員何かありますか。

○松田委員

担当地区外なので詳しいことはわかりませんが、調査書の項目に従いまして、現地確認等、調査をいたしましたところ、問題ないと判断いたしました。以上です。

○野村会長

2番目。

○三島委員

松田委員と同文です。贈与なので親戚かと思いましたが違いました。

○野村会長

わかりました。次、今井委員。

○今井委員

はい。面積が多いので色々なところに声を掛けさせていただいた末、近くで畑をしていた○○氏が了承していただきました。

価格ですが、あっせん価格よりも安くなっています。最初は相場のあっせん価格で○○氏の方にはあっせんをしたのですが、所有者の方がまとめて買っていただけるのならこの金額でとのことでしたので金額は安くなっています。

○野村会長

あっせん出したときはいくらでしたか。

○今井委員

大久保の○○の方は○○円から○○円でした。いびつな形の畑の方は安かったのですが、内陸に行くに従って値段が高くなっていました。

○野村会長

はい。

○今井委員

次の4番。調査委員は川間委員ですが続けて説明させていただきます。○○氏の方がこの小さい畑を使っています、そのまま声を掛けさせていただきました。

○野村会長

続いて5番。大城。

○榮委員

相場のあっせん価格は一応○○円から○○円というのは○○氏には伝えておりますが○○円です。高いところからも言ったのですが、今○○氏が相当な歳で、生活のためにということでした。

○野村会長

はい、わかりました。ちょっと高すぎるけどいいですね。

次にいきます。

議案の第30号、農地法第4条の規定による許可について。農地法第4条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。説明をお願いします。

○名越係長

はい。5ページお願いします。

整理番号1番。土地の所在が、畦布，神屋武川〇〇，面積が1,669㎡のうち366.15㎡です。1筆の1部を使います。自作です。申請人は，手々知名にお住まいの〇〇氏です。転用目的としては，農家住宅です。5月に事業変更届が出ていた所と同じ土地です。

そちらには資材置き場倉庫として利用中の隣の土地であり，効率の高い農業経営をするため，住宅を作りたいということで上がってきています。

現場確認は5月にしたので委員さんと本人とは確認せず，事務局の名越だけで確認しに行きました。土地について許可申請書に係る意見書を，6ページに載せてあります。申請地は役場から南西約3.1kmに位置し，主に肉用牛，バレイショなどの栽培が行われている農地であります。申請地の西側には集落が形成されています。

5月に挙げさせていただいた中身と一緒にですが農用地区域内にありまして，許可相当であり，敷地内には贈与税等の猶予の適用を受けている農地ではないということで，許可相当であると思いますので，審議の方をお願いします。

○野村会長

はい何か質問ありますか。

三島委員何かありますか。

○三島委員

〇〇氏は一生懸命やっているので，ぜひお願いします。

○野村会長

質問はないですね，ありますか。

それでは採決をしていきたいと思います。許可してもよろしいですか。挙手をしてください。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。それでは次にいきます。

議案の第31号。農用地利用集積計画（基盤法）の策定について。農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次の通り審議を求める。32号までお願いします。

○名越係長

はい。12ページお願いします。

相対の貸借権の設定についてです。

申請番号1番。喜美留，入田〇〇，畑，面積が780㎡です。こちらは新規の使用貸借になりまして，喜美留の〇〇氏から喜美留の〇〇氏への契約です。契約期間は令和6年10月1日から5年間です。

申請番号2番。仁志，ミス俣〇〇，畑，面積が5,688㎡です。こちらは仁志の〇〇氏と，仁志の〇〇氏の更新の使用貸借の契約です。契約期間は令和6年10月1日からの10年間です。

続いて，申請番号3番。仁志，ミス俣〇〇，畑，2,239㎡。他15筆，合計16筆です。全面積は30,716㎡です。こちらは更新の使用貸借の契約になりまして，仁志の〇〇氏から，仁志の〇〇氏への契約です。契約期間は令和6年10月1日からの10年間です。

続いて申請番号4番。瀬名，栄当〇〇，畑，2,400㎡，他2筆，合計3筆。全面積が3,360㎡です。こちらは，瀬名の〇〇氏から，畦布の〇〇氏への新規の貸借契約です。契約期間は令和6年10月1日からの6年間です。

続いて申請番号5番。喜美留，坊ヤ田〇〇，畑，2,552㎡です。こちらは，大阪府にお住まいの〇〇氏から喜美留の〇〇氏への新規の貸借契約です。契約期間は令和6年10月1日からの6年間です。

申請番号6番。手々知名，甲上原〇〇，畑，1,327㎡，他1筆，合計2筆。全面積が1,880㎡です。こちらは，愛知県名古屋市中にお住まいの〇〇氏から，喜美留の〇〇氏の更新の貸借契

約です。所有者が亡くなられていますので、契約者は旦那様です。契約期間は令和6年10月1日からの6年間です。

申請番号7番。谷山，糺窪〇〇，畑，2,446㎡です。こちらは、宮城県角田市にお住まいの〇〇氏から谷山の〇〇氏への更新の賃貸借契約です。契約期間は令和6年10月1日からの6年間です。

続いて申請番号8番。畦布，神屋当〇〇，畑，1,474㎡です。こちらは知名町にお住まいの〇〇氏から畦布にお住まいの〇〇氏への新規の使用貸借の契約です。契約期間は令和6年10月1日からの6年間です。

続いて、議案32号。公社との契約です。では18ページお願いします。

申請番号1番。国頭，外俣〇〇，畑，1,927㎡です。こちらは、鹿児島県霧島市にお住まいの〇〇氏から、公社を通じて国頭の株式会社〇〇への更新の賃貸借契約です。契約期間は令和6年12月1日からの6年間です。

申請番号2番。国頭，外俣〇〇，畑，2,685㎡，他1筆，合計2筆，全面積が5,580㎡です。こちらは、国頭の〇〇氏から、公社を通じて国頭の〇〇氏への更新の賃貸借契約です。契約期間は令和6年12月1日からの5年間です。

続いて申請番号3番。国頭，大工俣〇〇，畑，2,345㎡，他1筆，合計2筆。全面積が4,546㎡です。こちらは国頭の〇〇氏から、公社を通じて、国頭の〇〇氏への更新の賃貸借契約です。契約期間は令和6年12月1日からの10年間です。

申請番号4番。国頭外俣〇〇，畑，849㎡，他4筆，合計5筆。全面積が2,588.64㎡です。こちらは国頭の〇〇氏から、公社を通じて、国頭の〇〇氏への更新の使用貸借の契約です。契約期間は令和6年12月1日からの2年間です。

申請番号5番。国頭，石川〇〇，畑，554㎡。こちらは国頭の〇〇氏から、公社を通じて、国頭の〇〇氏への更新の使用貸借の契約です。契約期間は令和6年12月1日からの6年間です。

申請番号6番。国頭，名間川〇〇，畑，1,675㎡。こちらは国頭の〇〇氏から、公社を通じて、国頭の〇〇氏との更新の賃貸借契約です。契約期間は令和6年12月1日からの6年間です。

次、集積は飛ばします。

申請番号8番。喜美留，上古場〇〇，畑987㎡，他1筆，合計2筆。全面積が1,561㎡です。大阪府堺市にお住まいの〇〇氏から、公社を通じて喜美留の〇〇氏への新規の賃貸借契約です。契約期間は令和6年12月1日からの10年間です。

申請番号9番。根折，半田原〇〇，畑，4,256㎡です。こちらは根折の〇〇氏から、公社を通じて、和の〇〇氏への新規の賃貸借契約です。契約期間は令和6年12月1日からの6年間です。

この後、集積関係の契約が続きますので、合計筆数と合計面積だけを紹介させていただきたいと思います。

まず後蘭の集積関係が7番と10番から23番まで15件ありまして、筆数は75筆です。全面積で、119,208㎡です。

次に皆川の集積関係の契約が21件載せてあります。24番から44番までです。全筆数で111筆。全面積が217,012㎡です。

最後、申請番号45番。41ページお願いします。根折，城田原〇〇，畑，515㎡，他1筆，合計2筆，全面積で960㎡です。こちらは、西原の〇〇氏から、公社を通じて玉城の〇〇氏の契約です。以前は相対でされていましたが、公社としては新規の賃貸借契約です。契約期間は令和6年12月1日からの6年間です。以上です。

○野村会長

それでは新規の説明をお願いします。

1番。

○大里委員

〇〇氏と〇〇氏は親子で。その申請を出している途中で、父親の方が亡くなりました。後で相続という形で出てくると思います。

○野村会長

はい。わかりました。
次，4番。三島委員。

○三島委員

〇〇氏は，〇〇氏と，甥と叔父という関係です。他にも，〇〇氏が〇〇氏の畑を借りています。この畑は前耕作者が経営縮小に伴い返却し，自ずと甥の〇〇氏との契約となりました。

○野村会長

5番。

○大里委員

〇〇氏の畑を，前に耕作されていた方が合意解約し，耕作者を探していたところ〇〇氏の方から畑がないかということで，相談を受けておりまして。それで紹介をしました。

○野村会長

はい。8番。

○三島委員

〇〇氏と〇〇氏は親子です。以前契約しましたが，これだけ漏れていたようで今回追加で契約です。

○野村会長

はい，わかりました。
あとは全部集積関係ですか。

○名越係長

8番の喜美留と9番が新規です。

○野村会長

8番。大里委員。

○大里委員

はい。このあっせんをしたのは，喜美留，上古場〇〇の987㎡の畑をあっせんしたのですが，〇〇氏が，少し小さい畑を借りていて，畑が隣同士なので声をかけたら，借りている方もいいですよということで，了承していただいたので話を持ってきました。

○野村会長

次，9番。山田委員。

○山田（定）委員

〇〇氏と〇〇氏は二人で相談していたようで，価格が安いのは，海の上でちょっと作物が作りにくいことからこの値段です。

○野村会長

以上ですけど何か質問ありますか。ないですか。なければ一括で承認を受けたいと思います。賛成の方，挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員賛成です。

議案の第35号。農用地利用計画変更に関する承認について。農業振興地域の整備に関する法

律第 13 条の規定による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次の通り審議を求める。説明をお願いします。

○先山主査

それでは説明いたします。

整理番号 1 番。変更内容は農用地区域内からの除外です。

土地の所在が、国頭、宇宗〇〇、畑、面積 912 ㎡。こちらは以前、小作地となっておりました。申請人が和にお住まいの〇〇氏です。変更理由といたしまして、こちら申請地に一般住宅及び診療所の職員用の駐車場となっています。権利の種類が所有権移転を伴います。譲り渡し人が国頭にお住まいの〇〇氏です。対価は全面積で〇〇円となっておりました。

昨年この申請地の隣接地に診療所及びお客さんの駐車場を設置するというので、除外及び農地法 5 条の許可がおりております。そちらに隣接した、今回の申請地に家族を呼んで一緒に住みたいということです。一般住宅及び職員用の駐車場、前回転用のところには設置してなかったもので、今回の申請地に職員の駐車場も一緒に設置したいという申請になっております。

今回の農用地区域内を除外するにあたっては、8 月の総会で農振法第 3 条の第 2 項各号の要件、5 つの要件って言いましたが法改正がありまして、6 つの要件になっております。

何が変わったかということ、今集落内で作っている地域計画の中で今後農地として推進していく畑の一覧がありますよね。その一覧の中に、今回のように、転用する畑も入っていると思います。その時に、地域計画の中で、問題ないかという要件が一つ追加されました。今回その 6 つの要件を満たしているのではないかと思います。

なぜかと申しますと、診療所の隣接地であって、集落内接続農地であり、そこに家が立つことによっては、担い手の集積に支障をきたさないかと思われれます。

そして、広がりがある場合は広がりを見失ってしまうと、効率的な農業ができない。このような事に反していないかということを総合的に考えた時、また不要不急ではない、実際に転用の計画もあって事業計画が出ているとか、そういうのも全部含めて、先ほどの 6 つの要件を満たしていると思われれます。

ここも家が周りにあり、基盤整備や土地改良事業も入っていないところです。土地改良区や農協等に各団体に意見を求めたところ、3 団体から今回の変更に関しての意見では支障はありませんと回答いただいております。以上です。

○野村会長

はい。

以上の説明ですけど。何か質問ありますか。

○先山主査

ごめんなさい、もう一つ説明させてください。今年度の 3 月で地域計画を決定するので、それ以降にも転用する案件が出てきたときはまた見直しをしていくという作業が必要です。よろしくをお願いします。以上です。

○野村会長

はい。承認をしてよろしいですか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。それでは除外することについて問題ありません。

これで議案は終わります。

合意解約は各自で確認してください。

営農計画書の届出書による農家台帳作成について。これも簡単に説明します。三島さん何かありますか。

○三島委員

新しく農家になるとの事です。作物は花，ゴクラクチョウカをつくるそうです。和泊小学校の近辺や後蘭，畦布でもやるようです。5反程やると聞いています。この方はIターンでこられた方で，年は〇〇歳です。

○野村会長

はいわかりました。

相続も目を通してください。相続の届け出の資料の方にあっせんの希望と書いてありますので，あっせん委員を指名します。あっせん委員は皆川，古里です。お願いします。

皆川と古里は頭に入れてください。

これで9月期定例総会を終わります。

次期総会は10月23日（水）午前9時からとなっています。

議案締め切りは15日（火）。総会通知は18日となっていますのでよろしく願いいたします。

お疲れ様でした。